

裁判員ラウンジの試行

飯 考 行

はじめに

裁判員制度は、周知の通り、2009年より実施されている市民の司法参加制度である。20歳以上の国民（衆議院議員選挙有権者）からくじで選ばれた裁判員（原則6名）が、刑事重罪事件の事実認定、法令の適用と刑の量定を、裁判官（原則3名）とともに決定する（概要につき、池田・合田・安東2016参照）。

裁判員裁判は、毎年千人ほどの被告人を審理しており、実施から9年余りを経て、おおむね順調に運営されているように見受けられる。他方、後述するように、国民の裁判員就任意欲は必ずしも高まっておらず¹、裁判員辞退率は上昇し、選任手続への出頭率は低下する傾向にある²。

国民の裁判員就任意欲の低迷には、様々な理由が考えられるところ、裁判員制度が身近とは言えないことが関係するよう見受けられる。いまだ

-
- 1 最高裁判所の世論調査によれば、2009年度から2017年度までの間に、「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか」の問いに、「参加したい」7.2%→5.2%、「参加してもよい」11.3%→10.6%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」43.9%→41.3%、「義務であっても参加したくない」36.3%→41.7%、「わからない」1.3%→1.3%と推移している（最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査（平成30年1月調査）」51頁）。
 - 2 2009年から2017年末までの間に、裁判員候補者の辞退率は53.1%から66.0%へ上昇し、選任手続期日出席率は83.9%から63.9%へ減少している（「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年10月末・速報）」5頁）。

裁判員を経験した国民は少なく、また裁判員を経験した人も、その体験を語らない傾向にあり、また語る場がほとんどないのではなかろうか。

筆者は、上記の問題関心から、裁判員経験者に語っていただく場として、担当する専修大学法社会学ゼミナール名義で、2014年12月より、「裁判員ラウンジ」と称する企画を行ってきた。本稿は、同企画の運営状況にもとづいて、裁判員就任前後の市民に対する情報提供と心理的および法的ケアの重要性を論じるものである。以下で、裁判員ラウンジの構想、試行経過、試行を通じた知見の順に、論述を進める。

I 裁判員ラウンジの構想

筆者の裁判員制度との関わりは、大学院生であった2000年より、同制度の骨子が提唱された内閣設置の司法制度改革審議会への対応のため、日本弁護士連合会で嘱託・研究員を務めたことにある。「司法の国民的基盤」のテーマの担当ではなかったものの、同審議会の2000年9月の審議で「刑事事件で、広く一般の国民が、法曹と責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することが望ましい」旨がとりまとめられたことを、驚きをもって受けとめ、分析した（飯 2001）。また、同審議会への日弁連提出資料の関係で、諸外国の市民の司法参加制度の概要を調べ、まとめた（飯・工藤 2003）。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が2004年に制定された後、2006年より弘前大学へ赴任した。裁判員制度および市民の司法参加に興味を持ち続け、授業でも扱っていたが、2009年の同法施行後に裁判員裁判を実際に傍聴し、関心をより深めるにいたった。初めて傍聴した裁判員裁判は、性犯罪事件で、被害者2名が別室より音声のみの中継で意見を陳述した。印象的だったのは、被害者の声が「聞かれている」感覚であった。被告人質問の際も、裁判員6人と補充裁判員2人が法壇上にいることで、被告人

の声が裁判員に受けとめられていることが伝わり、「見て聞いて判断する」裁判であることを実感した。

別の裁判員裁判では、裁判員からの被告人への「質問」のかたちで、罪を犯したことを間接的にたしなめる発言もあった。裁判員裁判は、従来の刑事裁判に慣れた裁判官のみの法廷と異なり、良くも悪くも「人間的な裁判」であると感じられた。裁判員裁判の特質を解明したい研究意欲に駆られ、弘前大学勤務時代は都合のつく限り、青森地方裁判所で裁判員裁判を傍聴し、論考を執筆した（飯 2010；Ii 2012）。

筆者が裁判員制度に関する公開企画に携わったのも、弘前大学時代に遡る。2009年に、裁判員制度施行に合わせて、諸外国の市民の司法参加に関する講演会とシンポジウムを5週連続で開催したのが初めである。そのシンポジウムでは、前述の青森地裁での裁判員裁判第1号事件で裁判員を経験した方に、パネリスト登壇を快諾いただいた。その裁判員経験者の発言からは、被告人と被害者の双方を念頭におきながら、真剣に判断したことがうかがわれた。その方には、日本法社会学会の裁判員関連ミニシンポジウムでも報告いただき、他の裁判員経験者に関心を持つ契機となった。

2010年以降も、弘前大学では、同僚とともに、毎年、裁判員関連シンポジウムを継続した。青森地裁での裁判員経験者を見つけることは困難であったが、新聞記者に紹介いただいたほか、その他の機会に接触を持ち、数人にパネリストとしてシンポジウムに参加いただいた。

2016年度より専修大学へ移動した後も、同年秋に、裁判員経験者を登壇者に含むシンポジウムを開催した。弘前大学時代を踏襲した形式で、おおむね好評であったものの、東京でも裁判員経験者の話を聞く機会はほとんどないことに気づいた。当時、大阪の裁判員 ACT という市民団体では、裁判員交流会という企画で、裁判員経験者の話を聞く場を設けていた。そこで、東京で裁判員経験者の話を身近に何う場を設けることを思いついた。

裁判員関連の民間団体は、東京、名古屋、大阪、名古屋にいくつか存在

する。東京では、弁護士と臨床心理士を中心とする日本裁判員経験者ネットワークが2010年に設立され、シンポジウムを開始するとともに、年に5回程度、原則日曜日午後に、弁護士と臨床心理士の同席の下、非公開の裁判員経験者交流会が継続されている（濱田・小池・牧野編著 2017：54-57頁）。交流会の日の午前には、守秘義務市民の会と称する半ば非公開の裁判員制度関係者や記者の情報交換会が持たれる。

裁判員ネットは、2009年発足の一般社団法人で、大学生や弁護士が主体裁判傍聴や出前講義などの活動のほか、年に2回（5月、11月）、原則日曜日午後に公開のフォーラムを開催している。

Lay Judge Community Club～裁判員経験者によるコミュニティ（以下、LJCC）は、2012年に開設された裁判員経験者の組織である。出張講話に対応するほか、年に数回、東京を中心に、要望に応じて各地で交流会を開催している。主なメンバーのインタビュー集がある（田口編著 2013）。LJCCには、筆者も担当講義で毎年裁判員経験者の出張を依頼している。

大阪には、社会福祉法人大阪ボランティア協会“裁判員 ACT”裁判への市民参加を進める会（以下、裁判員 ACT）がある。裁判員候補者に選ばれた方の提唱で2009年に発足し、市民の視点からの学習や実情の検証、政策提言等の活動を続けている。裁判員経験者を交えた交流会は、近年では毎年12月に行われている。裁判員経験者の裁判員経験者や元候補者、検察審査員経験者、司法 NPO メンバーや弁護士、記者らによる市民ボランティアが、事業推進チームに参加している。

福岡では、インカフェ（裁判員カフェの略称）九州が2014年から活動している。時期と交流会の開催頻度は、たまたま裁判員ラウンジと似通っている。裁判員経験者や市民が主体となり、弁護士などを交えて、年に数回、裁判員交流会を開催している。

裁判員ラウンジは、ボランティア、教育、研究の3つの関心から生まれた。発端は、上記「裁判員 ACT」主催者の一人と雑談した折、「気づいた

ら始めるのがボランティア」という言葉が印象に残っており、大都市の東京でも裁判員経験者の話を聞く場がほとんどないことに気づいた自分が、何らかの機会を实践すべきではないかと思いついたことにある。

裁判員を経験した市民の見地から裁判員裁判をとらえることは、大学での法学の講義やゼミナールでも重要なテーマになりうる（飯・宮崎・平野 2011；飯・平野・宮崎 2012a, 2012b；宮崎・平野・飯 2018）。学習上の効果を考へて、主催名義は、筆者の担当する法社会学ゼミナールとした。また、専攻する法社会学の見地から（飯 2013, 2015）、裁判員経験者の体験談の内容とともに、裁判員経験者の話を聞く場にどのような人が集まり反応があるかについて、いわば社会実験としての関心もあった。

「裁判員ラウンジ」の名称は、専修大学神田キャンパスに新築された5号館内にラウンジがあり、そこを主な会場として利用しようと考えたことによる。

II 試行経過

裁判員ラウンジの初回は、2014年12月に行った。裁判員経験者の語る公開の場を設ければ、裁判員を経験した市民や、関心を持つ学生や一般の方が、大勢集まると思っていた。しかし、ふたを開けてみると、さほど多くの人数は集まらなかった。告知は、自身のウェブサイトと併設した簡易ウェブサイトと、専修大学ウェブサイトで行った程度で、十分でなかった関係もあろうが、さほど多くの来場者がいない状態は、その後も続くことになる。シンポジウム形式であれば、聴講者として気軽に来場しやすいところ、ラウンジ形式は少人数で来場者にも対話を求められうるため、敬遠されるのかもしれない。

初回以降、3ヶ月おきに、3月、6月、9月、12月の原則第2土曜日（月により週は前後する）、裁判員ラウンジを継続してきた。基本的な進行

は、筆者による司会の下、参加者の差し支えない範囲での自己紹介と、法社会学ゼミナール生による裁判員制度と時々の裁判員裁判の紹介を受けた、裁判員経験者の体験談と、自由な意見交換である。初めの数回は手探り状態で、来場した裁判員経験者に質問するかたちをとっていた。後に、メインスピーカーを定めるようになるが、裁判員経験者ではなく、裁判官や弁護士に依頼したこともあった。各回の概要は、表1の通りである。

来場者は、当初は、筆者が声をかけた裁判員経験者などの知り合いと、簡易ウェブサイトならびに専修大学ウェブサイトと構内掲示板のポスターを見た来場者が主であった。回により、テレビ、ラジオや新聞で報道、告

(表1) 裁判員ラウンジの開催状況

回	開催年月	メインスピーカー	来場者数 (うち裁判員経験者数)
1	2014年12月	特に定めず	18名(5名)
2	2015年3月	特に定めず	29名(6名)
3	2015年6月	特に定めず	23名(2名)
4	2015年9月	裁判官(東京)	29名(3名)
5	2015年12月	裁判員経験者(福岡)	21名(3名)
6	2016年3月	特に定めず	24名(4名)
7	2016年6月	裁判員経験者(千葉)	22名(4名)
8	2016年9月	弁護士(仙台)	21名(3名)
9	2016年12月	裁判員経験者(福岡)	28名(7名)
10	2017年3月	裁判員経験者(千葉)	18名(5名)
11	2017年6月	弁護士(東京)	17名(1名)
12	2017年9月	裁判員経験者(東京)	10名(3名)
13	2017年12月	裁判員経験者(東京)	19名(6名)
14	2018年3月	裁判員経験者(東京)	18名(3名)
15	2018年6月	裁判員経験者(函館)	29名(9名)
16	2018年9月	裁判員経験者(東京)	21名(6名)
17	2018年12月	裁判員経験者(東京)	30名(8名)

知された際は、それらを介した一般市民の来場もあったが、定例開催のため報道の新鮮味が薄いものと思われ、マスコミに取り上げられることはさほど多くなかった。ミニコミ的な少人数での地道な継続開催に、裁判員ラウンジの持ち味はあると言えよう。

常連に近い来場者は、裁判員経験者数名、弁護士1名と、時々の法社会学ゼミナール3年生数名である。その他は、学生（高校生、大学生（専修大学その他）、大学院生、法科大学院生）、一般市民、弁護士（元裁判官を含む）、法学者、他の裁判員関連団体（裁判員ACT、裁判員ネット、裁判員経験者ネットワーク、インカフェ九州、LJCC）メンバーや、メディア関係者などである。裁判員候補者、元受刑者や犯罪被害者の参加者もあった。回を重ねるうちに、現職裁判官が来場するようになった。裁判員ラウンジが4年経過した第17回までに、毎回20名前後（10名から30名）の参加がある。

メインスピーカーの裁判員経験者探しには、苦心を重ねてきた。2018年10月末までに裁判員経験者は補充裁判員を含めて全国で8万7千人を超えており、東京でも1万人程度いるはずにしろ³、裁判員経験者で、しかも公開の場で体験を話すことに同意する人を探すのは困難である。これまでは、他の裁判員関連団体から紹介を受けるなどして、対応してきた。第17回は、以前にメインスピーカーを務めた裁判員経験者に、同じ事件を担当した別の裁判員経験者を紹介いただいた。筆者の簡易ウェブサイトで、インタビューと裁判員ラウンジ参加に応じる裁判員経験者を募集しているが、2018年12月時点までに連絡があったのは1人である。メインスピーカーの

3 同上2、5頁。同時点までに東京地方裁判所本庁および立川支部で終局した裁判の被告人数は1,388名である。実際の裁判員裁判の件数は、被告人数名を一つの裁判で審理する共犯事件がありうることから仮に1,350件として、1件あたり裁判員6名と補充裁判員2名が仮に担当すると、東京での裁判員および補充裁判員経験者は約10,800名と推計される。



(写真) 裁判員ラウンジ第17回 (2018年12月15日) の模様

裁判員経験者には、事前に主な質問事項を送付しておく。そこから筆者が適宜ピックアップして質問することをベースに、他の来場者も自由に質問と対話を行う。

会場は、学期中の6月と12月は開館している専修大学神田校舎5号館のアクティブラウンジで、大学休暇中の9月と3月は空いている別の校舎のスペースを利用してきた。筆者の勤務校のため無料で利用できるメリットはあるものの、大学校舎にはやや立ち入りにくいデメリットもあるかもしれない。

Ⅲ 試行を通じた知見

手探り状態で始めた裁判員ラウンジであったが、参加者に支えられて、4年間継続することができた。当方の進行の不便などがあったものと思われるところ、順調に開催できた一番の要因は、裁判員経験者と実務法律

(表2) 裁判員ラウンジに参加した裁判員経験者

回	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w
1	○	○	○	○	○																		
2	○		○			○	○	○	○														
3		○				○																	
4		○	○			○																	
5		○				○				○													
6		○				○				○	○												
7		○				○					○	○											
8		○				○					○												
9		○				○	○				○		○	○	○								
10		○	○			○					○				○								
11						○																	
12						○											○	○					
13		○	○			○									○			○	○				
14		○				○															○		
15		○				○					○				○		○	○	○	○	○		
16		○				○					○							○	○		○		
17		○				○					○						○			○		○	○

* a から w までの計23名の裁判員経験者が参加した (○は参加を表す)。a は2017年秋に亡くなっている。

家が毎回来場したことにあった。両者の常連に近い方（前者は表2のb, f）と、時折来られる方、新しい参加者がいなければ、この企画は成り立たなかったと言ってよい。

また、高校生から法科大学院生まで、学生が毎回集まった。一般の方も、裁判員制度に何らかの関心を持つ市民のほか、裁判員候補者、裁判員関連団体メンバー、受刑経験者、臨床心理士、法学者やメディア関係者など、様々な方々が見えた。

以上の裁判員ラウンジの試行から、裁判員経験者が体験を語る場に、何らかのニーズがあることが実証されつつある。そのニーズには、以下のように様々なものが見出される。

裁判員経験者のニーズは、まず、自身の経験を他の人に伝えることにあ

る（経験内容につき、田口編著 2013、濱田・小池・牧野編著 2017：61-91頁、朝日新聞デジタル版「裁判員物語」（停止中）、裁判員ラウンジ編 2019）。裁判を終えた後、裁判員の体験を共有できる場が少ないことから、裁判員ラウンジで、とりわけ初回参加者は、堰を切ったように体験を話す裁判員経験者が多い。また、とりわけ常連の裁判員経験者にとっては、他の裁判員経験者の体験談に触れることで、自分と同じだった、逆に違っていたなど、質疑と意見交換を通じて、自身の裁判員体験を相対化する意義もある。

さらに、裁判員ラウンジでの発見は、法律や裁判に関する疑問を抱えている裁判員経験者が意外に多いことである。担当事件の法的論点を一部理解しがたい、検察官や弁護人の法廷での主張の意図は何だったのか、裁判の原則の意義を確認したいなど、裁判員ラウンジまたは事後の懇親会の席で、裁判員経験者から疑問や意見が出されることはしばしばあった。その場合は、同席した弁護士や筆者が応答してきた。

裁判員経験者へのケアとして、希望者向けに、裁判所で、電話や対面での傾聴や心理カウンセリングの機会は準備されているものの、利用するのは心理的負担の比較的重い人であろう。その他に、各地の裁判員裁判実施庁で裁判員経験者の意見交換会が実施されている。しかし、開催回数の制約などにより、希望する裁判員経験者のすべてが参加できる訳ではなく、裁判所の関心にもとづく質問が主で、裁判員経験者が自由に質問や話し合いをできる場とは言いがたい。

他方、裁判員ラウンジでは、裁判員を経験した市民が、自身の体験を他者に伝え、他の裁判員経験者の体験を聞き、法や裁判に関する疑問を実務法律家や法学者に尋ねることができる。手前味噌ながら、裁判員ラウンジのように裁判員経験者と実務法律家が集う場合は、裁判員経験者の心理的および法的アフターケアとして、有益と思われる。

市民にとっての裁判員ラウンジのニーズは、毎年裁判員に選ばれる可能

性があることから、裁判員になるための心がまえを身につけることにある。裁判員候補者は、ラジオでたまたま裁判員ラウンジのことを知り、裁判員にも選ばれたらどのようなことをするのか分からず不安なことを、足を運んだ理由に挙げていた。一般の方の主な来場動機も、裁判員に選ばれる可能性があるので実情を知っておきたいことにある。

弁護士および裁判官にとっては、裁判員の視点から裁判員裁判の審理や弁護がどのように映るのか、被告人や被害者をどのように見ているのかなど、裁判員経験者の見方を把握し、業務の改善をはかる上での糧とするニーズがある。

学生および研究者にとっては、法と裁判制度を市民・裁判員の視点からとらえ直し、法学の学習や研究に役立てるニーズがある。筆者の専攻する法社会学の見地からは、司法と市民のいわば媒介者として、裁判員経験者の言動は注目に値する。

また、受刑経験者にとっては、裁判員が審理する被告人が、裁判で実刑判決を受けた後に、刑務所でどのような処遇を受け、出所後にどのように社会復帰するのか（困難に直面するのか）を、市民および裁判員経験者に伝えるニーズがある。裁判員を務めるのは市民であり、プロのように裁判とその後の更生保護を明確に区分せずに、被告人と被害者のその後に関心を持ち続ける方も少なくない。LJCCでは、刑務所見学を活動の一環にしており、多くの裁判員経験者が参加している。本来は、裁判員候補者段階などで、希望者に刑務所見学の機会を提供することが望ましい。

IV おわりに

裁判員ラウンジのような民間のささやかな取り組みに本稿で論じた意義があるとすれば、その試行を通じた知見を活用するべきであろう。

各地で裁判員経験者の語る場を何らかのかたちで設けることには、上記

のニーズがありうるため、意義があろう。量的な拡大の上では、東京の専修大学に加えて、他大学等でも裁判員ラウンジのような取り組みを実施することがありうる。ただし、裁判員経験者の参集を得るには苦心するかもしれない。全国各地において、民間のみならず、裁判所でも、裁判員経験者を含めた集会などの機会を設けることが期待される（高橋 2018）。

*本稿は、平成28年度専修大学研究助成個別研究「裁判員経験者インタビュー調査と裁判員ラウンジ参加者アンケート調査を通じた裁判員裁判の社会的インパクトの研究(2)」の研究成果の一部である。

文献

- 濱田邦夫・小池振一郎・牧野茂編著（2017）『裁判員裁判のいま—市民参加の裁判員制度7年経過の検証』成文堂。
- 飯考行（2001）「裁判員制度の生成経過—司法制度改革論議の動態分析に向けて」早稲田大学大学院法学研究科法研論集99号1-28頁。
- （2010）「裁判員裁判の更生、治癒効果に関する試論」人文社会論叢（社会科学篇）24号133-151頁。
- （2013）「アジア・体制移行国における市民の司法参加システムから見た日本の裁判員制度」比較法研究75号288-299頁。
- （2015）「裁判員法の趣旨と実像」法と社会研究1号137-159頁。
- Ii, Takayuki (2012) "Saiban-in Trial: An Observation of the Aomori District Court", in Tom Ginsburg & Harry N. Scheiber eds., *The Japanese Legal System: An Era of Transition*, The Robbins Collection: Studies in Comparative Legal History, School of Law, UC Berkeley, 113-130.
- 飯考行・工藤美香（2003）「市民の司法参加と社会・序説—世界の陪審・参審制度の素描と裁判員制度の位置づけ」司法改革調査室報2号52-92頁。
- 飯考行・宮崎秀一・平野潔（2011）「裁判員教育の構想—弘前大学における実践より」21世紀教育フォーラム6号13-29頁。
- 飯考行・平野潔・宮崎秀一（2012a）「裁判員教育の試行」21世紀教育フォーラム7号51-67頁。
- （2012b）「裁判員教育の検討」法と教育2号33-39頁。
- 池田修・合田悦三・安東章（2016）『解説裁判員法（第3版）—立法の経緯と課題』弘文堂。
- 宮崎秀一・平野潔・飯考行（2018）「地域社会における模擬裁判員裁判『コミュニ

ティ・コート』の意義と課題」法と教育 8号39-47頁.

裁判員ラウンジ編 (2019) 『あなたも明日は裁判員!?!』日本評論社 (印刷中).

田口真義編著 (2013) 『裁判員のあたまの中—14人のはじめて物語』現代人文社.

高橋博信 (2018) 「裁判員制度の9年間を考える—裁判員経験者からの提言」法学館憲法研究所ウェブサイト「今週の一言」(以下アドレス, 2018年12月20日最終訪問).

<http://www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20181022.html>